

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月18日
【会社名】	大幸薬品株式会社
【英訳名】	TAIKO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 高
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市内本町三丁目34番14号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	06-4391-1123
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
【電話番号】	06-4391-1123
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部門担当 本間 豪
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 当該事象の発生年月日

2022年2月18日（取締役会決議日）

### 2. 当該事象の内容

#### たな卸資産評価損の計上

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大により急激な需要増加時にも供給を可能とするため、感染管理事業の製品在庫は手厚く保有する方針としてまいりました。しかしながら、当該製品の需要は当初の見通しを大幅に下回るものとなり、2021年12月期においては、過剰となった棚卸資産の圧縮を進めるため、期中より処分を行ってまいりました。さらに今回は、足元の販売状況を踏まえ、在庫水準の適正化のためには更なる棚卸資産の圧縮を要するものと判断し、追加して棚卸資産を処分することと決定致しました。このため、2021年12月期第4四半期会計期間において、たな卸資産評価損を売上原価に計上致しました。

#### 減損損失の計上

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年においては当社の衛生管理製品の需要も急激に上昇し、欠品が続くまでの状態になりました。この状況に伴い急拡大した需要に応えるため、同製品の生産能力拡大を目的に、2020年12月期において約23億円の設備投資を実施致しました。しかしながら、感染管理事業のその後の需要は大幅に低下しており、2021年4月以降、同事業の生産はおよそ行っておりません。こうした状況と当該事業の業績を踏まえ、同事業に該当する設備等に対して、固定資産の減損会計の基準に基づき将来の回収可能性を慎重に検討した結果、2021年12月期第4四半期会計期間において、固定資産の減損損失を特別損失に計上することと致しました。

#### 繰延税金資産の取り崩し

2021年12月期の業績並びに現時点における将来の課税所得見積もりを踏まえ、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、今後の繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を全額取り崩すこととしたため、2021年12月期第4四半期会計期間において法人税等調整額を費用として計上致しました。

### 3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2021年12月期第4四半期会計期間において、連結決算及び個別決算ともに、下記の通り売上原価、特別損失、法人税等調整額として計上しております。

#### 連結

たな卸資産評価損（売上原価）	1,602百万円
減損損失（特別損失）	2,228百万円
法人税等調整額	710百万円

#### 個別

たな卸資産評価損（売上原価）	1,515百万円
減損損失（特別損失）	2,190百万円
法人税等調整額	710百万円

以上